

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令概要

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室

1 改正趣旨

外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることなどを内容とする住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号。以下「改正法」という。）に伴う住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第253号）のうち、外国人住民に係る規定について、追加で所要の改正を行う。

2 改正内容

外国人住民に係る規定について、以下のような改正を行うほか、改正法附則第3条第1項及び第9条の政令で定める日を定めるとともに、所要の改正を行う。

（1）国籍の得喪があった場合における住民票の記載及び消除

（令第8条の2、令第30条の20関係）

- ・外国人住民が帰化・国籍取得をした場合において日本人住民としての住民票を記載し外国人住民としての住民票を消除することとし、日本人が日本国籍を喪失した場合において外国人住民としての住民票を記載し日本人住民としての住民票を消除することとする。
- ・当該消除の場合を住基カードの失効事由から除く。

（2）外国人住民に係る住民票の記載事項の特例

（令第30条の25、令第30条の26、令第30条の27関係）

①通称について

- ・外国人住民に係る住民票の記載事項とする。
- ・記載等の手続に係る規定を設ける。
- ・転出証明書の記載事項及び転出証明書情報の通知事項とし、転入地市町村に引き継ぐこととする。
- ・住民票に記載された通称を氏名と併せて取り扱う（閲覧の対象とする、写しの基礎証明事項とする、本人確認情報の一部とする、住基カードの記載事項とする）。

②通称の記載及び削除に関する事項について

- ・外国人住民に係る住民票の記載事項とする。
- ・記載の手続に係る規定を設ける。
- ・転出証明書の記載事項及び転出証明書情報の通知事項とし、転入地市町村に引き継ぐこととする。

（3）法務大臣から市町村長への電気通信回線を通じた通知

（令第30条の31関係）

住民基本台帳法第30条の50に基づく法務大臣から住所地市町村長への通知について、電気通信回線を通じて送信する方法等により行うものとする。

3 施行期日

公布の日